

火災や自然災害等に遭われた場合に利用できる支援制度について

この度の災害につきましては、心からお見舞い申し上げます。

京都市では、火災や自然災害等（地震、風水害、土砂災害、雪害など）に遭われた場合にご利用いただく支援制度等を、以下のとおり設けています。申請受付の締切日、必要書類及び被害状況等による適用の有無など、制度ごとに異なりますので、詳細につきましては、お手数をおかけしますが、各制度の担当までお問い合わせいただくようお願いいたします。

令和元年11月7日現在

番号	制度	概要	担当	連絡先
1	り災明書の交付	消防署又は区役所が、住家等の被害状況を調査し、火災の事実や自然災害による被害の程度を証明する制度。各支援制度の申請等にも必要となります。 【申請期日】随時受付（自然災害の場合、建物被害認定調査に基づき被害の程度を証明します。）	【火災の場合】 上京消防署	431-1371
			【自然災害の場合】 上京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	441-5029
2	一般廃棄物処理手数料の減免	市内で発生した災害（火災、浸水等）により、現に居住する住宅に被害を受けた方に対して、災害により生じた一般廃棄物の処理手数料（ごみ処理手数料）を減額又は免除する制度 【申請期日：被災後、6箇月以内】	上京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	441-5029
3	災害による市営住宅への特定入居	地震、暴風雨、洪水その他の異常な自然現象又は火災により住居を失った方に、公募によらず市営住宅への入居を認める制度 【申請期日：被災後、3箇月以内】	京都市住宅供給公社 被災者向け住宅情報センター	(住宅情報センター) 223-0750
4	災害による住宅情報の提供及び市営住宅の一時使用	市内で火災又は風水害等の自然災害により住宅に被害を受けた火災等被災者に対し、一元的に住まいの情報提供を行うとともに、市営住宅を無償で一時使用できる制度 【申請期日：被災後、1箇月以内】		
5	災害見舞金 及び 弔慰金	【災害見舞金】 住居の用に供している建物が、本市の区域内で発生した災害により全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水、消火活動による冠水の被害に遭った世帯に見舞金を世帯主又は世帯主の成年後見人に支給する制度（世帯人数、災害の程度により5,000円～30,000円） 【弔慰金】 本市の区域内において、発生した災害により死亡した方の遺族に対して支給する制度（1人につき30,000円）	上京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	441-5029

6	住民票の写し 及び 印鑑登録証明書の手数料の免除	災害により被害を受けた方及びその保証人となる方が、生活再建に必要な手続き（住宅修復や移転等の資金の貸付申請等）に利用する「住民票の写し」及び「印鑑登録証明書」の発行手数料を免除する制度 【申請期日：当該り災に関する生活再建が完了するまで】	上京区役所 市民窓口課 窓口担当	441-5057
7	税証明の手数料の免除	災害による生活再建のための手続きにおいて、証明書が必要な方及びその保証人となる方が税証明を請求する場合、発行手数料を免除する制度 ※「り災証明書」等、被災された事実を証明する書類及び保証人については、り災者の保証人となっている契約書が必要です。 【申請期日：当該り災に関する生活再建が完了するまで】	上京区役所 市民窓口課 窓口担当	441-5057
8	市民税・府民税の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住居用家屋や事業を営む者の事務所、その他農業所得により生計を維持する者の農作物等に損害を受けた納税者について、3割以上の損害を受けた場合に税額の全部又は一部を減免する制度（所得制限あり） ※「り災証明書」等、被災された事実を証明する書類が必要です。 【申請期日：被災後、納期限まで（原則）】	行財政局 市税事務所 市民税第1担当	746-5824
9	固定資産税の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により損失を受けた固定資産について、損失の程度に応じて固定資産の税額の全部又は一部を免除できる制度 【申請期日：被災後、納期限まで】	【土地・家屋について】 行財政局 市税事務所 固定資産税第1担当 【償却資産について】 行財政局 税務部 資産税課（償却資産担当）	（土地担当） 746-6431 （家屋担当） 746-6432 （償却資産担当） 213-5214
10	軽自動車税の減免	災害により甚大な被害を受けた軽自動車等について、当該年度の軽自動車税を減免する制度 【申請期日：被災後、当該年度の納期限まで】 ※被災した日が、賦課期日（4月1日）から納期限（5月末日（末日が土日の場合は翌月曜日））までの場合に適用されます。	行財政局 市税事務所 納税推進担当 （軽自動車税担当）	213-5467
11	納税の猶予	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、市府民税等を納めることが困難となった場合、1年以内の期限を限度に納税を猶予する制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。】	個人市・府民税（普通徴収）及び固定資産税（土地・家屋）・都市計画税 →市税事務所 各区納税担当 上記以外の税目 → 市税事務所 納税推進担当（徴収担当）	213-5468
12	国民健康保険料の災害減免	火災及び震災、風水害、落雷、がけ崩れ等の崩落、干ばつ、冷害、凍害、霜害等自然災害によって家屋やその他財産に被害を受けた場合、及び資産の盗難にあった場合に、その損害割合に応じて保険料を減額する制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。】	上京区役所 保険年金課 資格担当	441-5130

13	国民健康保険一部負担金の減免	災害その他特別の理由があり、一部負担金の支払いが困難であると認められる場合、一部負担金を減免する制度（所得要件あり）【申請期日：医療機関等への支払いが困難となった際に、担当までお問い合わせください。】	上京区役所 保険年金課 保険給付・年金担当	441-5138
14	後期高齢者医療保険料の災害減免	災害により住宅・家財等の財産に著しい損害を受けた場合に、その損額区分に応じて保険料を減額する制度 【申請期日：被災後、1年以内】	上京区役所 保険年金課 資格担当	441-5130
15	後期高齢者医療一部負担金の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅・家財等の財産に著しい損害を受け、一部負担金の支払いが困難な場合、被害状況に応じ一部負担金を減免する制度（収入、預貯金その他の要件あり）【申請期日：被災後、1年以内】	上京区役所 保険年金課 保険給付・年金担当	441-5138
16	国民年金保険料の免除	居住する家屋等の財産が2分の1以上の損害を受けて、保険料の納付が著しく困難な場合、申請により保険料が免除される制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。】	上京区役所 保険年金課 保険給付・年金担当	441-5138
17	介護保険料の減免	火災、地震等の災害により、住宅・家財等の財産に著しく損害を受けた場合、その損害割合に基づく区分により、一定期間の介護保険料が減免される制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。】 ※年度最初の介護保険料の納期から2年を経過すると適用できなくなります。		
18	介護保険利用者負担金の免除	火災、地震等の災害により、住宅・家財等の財産に著しく損害を受けた場合、その損害割合に基づく区分により、被害状況に応じ、利用者負担額を免除する制度【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。】	上京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	441-5106
19	敬老乗車証の負担金の減免	交付決定通知日から起算して、過去1年以内に被災されていた場合、被害状況に応じて負担金を減免する制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。】		
20	障害のある方の障害福祉サービス及び地域生活支援事業に係る利用者負担額の減免等	災害により住宅、家財又はその財産が被害を受けた場合、その損害区分に応じて、一定期間利用者負担額を免除 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。利用者負担額の減免は、申請書等が受理された日の属する月の翌月からの適用となります。】	上京区役所 障害保健福祉課 障害難病支援担当	441-5121
21	障害児支援施設の利用に係る利用者負担額の減免	災害により住宅、家財又はその財産が被害を受けた場合、その損害区分に応じて、一定期間利用者負担額を免除する制度【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。利用者負担額の減免は、申請書等が受理された日の属する月の翌月からの適用となります。】	市内全域（南区・伏見区管内を除く。） ：児童福祉センター 南区・伏見区管内 ：第二児童福祉センター	児童福祉センター（発達相談課） 801-9182 第二児童福祉センター（発達相談部門） 612-2700

22	保育所保育料負担金の減免	災害等によって収入の減少や資産の損失があり、それらの額が一定の基準を超える場合に保育所保育料を減免する制度 【申請期日：減免希望月の前月中】	上京区役所 子どもはぐくみ室 子育て推進担当	441-5119
23	学童クラブ事業等利用料金の免除	災害による被害を受けた場合に一定の要件で減免する制度【申請期日：災害復旧経費の確定後、速やかに担当までお問い合わせください。】	利用されている市内各児童館、学童保育所及び放課後ほっと広場	利用されている施設まで御連絡ください。
24	児童福祉施設措置費等の徴収金の免除	災害による被害を受けた場合に一定の要件で減免する制度【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。徴収金の減免は、申請書等が受理された日の属する月の翌月からの適用となります。】	<母子生活支援施設・助産施設以外> 児童福祉センター、 第二児童福祉センター <母子生活支援施設・助産施設> 各区役所・支所 子どもはぐくみ室	児童福祉センター（児童相談所） 801-2929 第二児童福祉センター（第二児童相談所） 612-2727 上京区役所子どもはぐくみ室 441-5119
25	就学援助 （京都市立小・中学校）	火災または地震などの自然災害により被害を受け、経済的な理由によりお困りの保護者の方に対し、学用品費、給食費等を援助する制度 【被災後1箇月以内の申請であれば、被災日からの認定になります。】	各 京都市立小・中学校	
26	授業料の減免 （京都市立高等学校）	火災または地震などの自然災害により著しい損害を受けた方を対象として、授業料を免除する制度※この制度の利用は「高等学校等就学支援金」の支給を受けられない方に限ります。 【授業料の減免は、申請書等が受理された日の属する月からです。】	各 京都市立高等学校	
27	教科用図書の給与	火災または地震などの自然災害により教科書を焼失、滅失した児童に対して、教科書を無償で給与する制度※就学援助制度の「要保護」「準要保護」に該当する方のみ 【申請期日：被災後1箇月以内（原則）】	各 京都市立小・中学校 各 京都市立高等学校	
28	農地・農業用施設の復旧支援	自然災害等により農地・農業施設が被災した場合、その復旧に必要な経費の一部を補助する制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。】	産業観光局 北部農業振興センター 西部農業振興センター 東部農業振興センター 京北農林業振興センター	493-6660 321-0551 641-4340 852-1817
29	林業用施設等の復旧支援	自然災害により森林被害（人工林のスギやヒノキ等）又は山腹崩壊を受けた場合、復旧に必要な経費の一部を補助する制度 【申請期日：被災後、すみやかに担当までお問合せください。】	産業観光局 林業振興課 京北農林業振興センター	222-3346 852-1817

行財政局 市税事務所

TEL 市民税担当 7 4 6 - 5 8 2 4

固定資産税担当 7 4 6 - 6 4 3 2



京都市住宅供給公社 被災者向け住宅情報センター

TEL 2 2 3 - 0 7 5 0



(その他)

京都府の災害に伴う府税の減免制度の対象

不動産取得税, 自動車税, 自動車取得税, 個人事業税の減免については, 以下の京都府の窓口にお問合せください。

対象	担当	連絡先
不動産取得税・自動車税・個人事業税	京都南府税事務所	6 9 2 - 1 3 2 0
自動車取得税	自動車税管理事務所	6 7 2 - 6 1 5 5

国税の減免制度の対象

所得税等の減免については, 以下の税務署の窓口にお問合せください。

対象	担当	連絡先
所得税等	上京税務署	4 4 1 - 9 1 7 1